

**令和 8 年度沖縄観光誘致対策事業
「沖縄観光感謝の集い 2027」 実施業務
企画提案コンペ仕様書**

1 仕様書の目的

本仕様書は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が受託事業者へ委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

2 業務の目的

これまで沖縄観光の振興へ寄与いただいた関係者へ感謝の意を伝え、2027 年の沖縄観光の方針及び取り組みを発信するとともに、本催事を通じて観光関係者間の交流・連携を更に深めることで沖縄の主要産業である観光産業のさらなる発展・振興を推進するきっかけづくりの場とする「沖縄観光感謝の集い 2027」の実施を目的とする。

3 業務概要

本業務は、これまで本県の観光振興にご尽力いただいた関係者へ感謝の意を伝えるとともに、沖縄観光の方針及び取組、注目度の高いトピックの発信、沖縄の魅力的なコンテンツの紹介等を行うことで、更なる誘客促進に繋がる情報提供を行う。また観光業界を中心とした幅広い関係者との交流の機会を創出し、相互連携における沖縄観光の推進力強化を図る。

なお、「沖縄観光感謝の集い 2027」は、下記 2 都市で開催するものとする。

①催事名：沖縄観光感謝の集い 2027 大阪(仮称)

日 時：令和 9 年 1 月 28 日（木）18：00～19：30 （予定 ※開催時間は変更の可能性あり）

会 場：ウェスティンホテル大阪

住 所：大阪府大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番 20 号

来場予定者数：300 名程度

②催事名：沖縄観光感謝の集い 2027

日 時：令和 9 年 1 月 29 日（金）18：00～19：30 （予定 ※開催時間は変更の可能性あり）

会 場：ロイヤルパークホテル メイン会場（ロイヤル）

住 所：東京都中央区日本橋蛸殻町 2 丁目 1 番 1 号

来場予定者数：500 名程度

4 業務委託内容

- (1)「沖縄観光感謝の集い 2027」東京・大阪開催に係る企画制作
- (2)会場設営・装飾および撤去
- (3)来場者受付に係る業務
- (4)参加者招待に係る業務
- (5)当該催事の運営
- (6)実施スケジュール・進行スケジュールの作成及び実施に向けた各種事前調整
- (7)業務実施体制の構築
- (8)業務完了報告書の作成
- (9)精算書類の提出
- (10)その他、業務実施にあたり OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

5 企画提案内容

- (1)「沖縄観光感謝の集い 2027」東京・大阪開催に係る企画制作および実施
 - ・表 1 にある本事業の 3 つの目的のうち以下のプログラムは必須とし、その他、目的達成に沿ったプログラム内容及び手法を提案すること。

＜表 1＞

【本業務の目的】	①沖縄観光に寄与した関係者に対する感謝の意を伝える。	②沖縄観光施策の方針発表	③観光関係者の交流・連携を深める
【プログラム】 ＜必須＞	・主催者挨拶 ・アトラクション	・沖縄県による方針発表	・来場者間の名刺交換
【プログラム】 ＜提案＞	(例) ・会場装飾	(例) ・パネル等の会場展示 ・会場装飾	(例) ・効果的な交流促進方法

- ・飲食提供を想定した企画実施とすること。
- ・会場内でのブースの展開を想定した企画実施とすること。なお、東京会場でのブース数については最大 15 ブースを想定すること。
- ・契約後に主催者が実施する各会場でのロケハン及び打ち合わせに同行すること。
- ・運営マニュアルの第 1 稿は 11 月上旬に完成させること。

(2)会場設営・装飾および撤去

- ・沖縄イベントに相応しい演出とし、会場空間演出図及び演出主旨（イメージパース等）により提案すること。デザインには沖縄観光ブランドロゴ「Be. Okinawa」を活用すること。

- ・沖縄県内事業者、関係機関並びに団体等による協力や連携を得ながら、会場内で関連ブース等を設置、特に沖縄伝統工芸品を PR または触れる機会を設定、来場者への訴求や商談のきっかけを提供すること。
- ・舞台施工に関する美術プランを提案し、舞台図面（平面図、側面図、正面図、イメージパース等）を提示すること。
- ・特殊効果の演出を提案する場合は、実施内容や使用する機材等を具体的に記載すること。
- ・運営に必要な音響、照明、映像設備等のレンタル費用およびオペレーター等の人件費も計上すること。
- ・設営、撤収に必要な時間を提案内容に記載すること。

※会場の詳細なサイズ、搬入・搬出口等の情報については（別紙 1）を参考

(3) 来場者受付に係る業務

- ・会場内外におけるスムーズな動線確保のための動線計画を提案すること。
- ・当日の来場受付については、招待者、県内参加者および当日受付者それぞれに応じた受付方法を提案し、円滑な受付運営および来場者の利便性向上を図ること。
- ・イレギュラー対応のための受付サポートデスクを設置すること。

(4) 参加者招待に係る業務

- ・以下の業務を行うこと。

①来場者の招待・案内業務

- ・OCVB が提供する招待予定者名簿に基づき、電子招待状等を活用した効率的な対応手法を提案すること。
- ・ただし、VIP 招待者を含む、OCVB が指定する一部の招待者については、書面による招待状の直接持参（沖縄県による対応を予定）、または発送を想定している。このため、大部分の招待者には電子招待状による案内を実施しつつ、一部については柔軟な対応ができるようにしておくこと（想定数：大阪約 50 人、東京約 250 人）
- ・提案をふまえた協議により招待方法決定後、電子招待状又は書面発送業務を行うこと。
- ・第 1 段の案内（発送含む）は 10 月中旬～下旬を目安とし、以降、必要に応じて複数回に分けて案内すること。
- ・案内者数は大阪 420 名、東京 700 名程度を想定。

②出欠の取りまとめ及び出欠回答リストの作成

- ・出欠回答を集約し出欠回答リストを作成、更新すること。OCVB が求める際は最新の出欠回答リストを提出すること。

③出席者リストの作成

- ・会場で受付した記録をもとに、出席者リストを提出すること。

(5) 当該催事の運営

- ・消防上の安全確保の観点等から、来場者が収容可能人数を超えることのないよう、入場管理できる運営体制を構築し、その方法についても提案すること。
- ・来場者へのセキュリティチェックの実施を行うこと。なお、東京会場についてはゲート型金属探知機や小型金属探知機（ハンディタイプ）の使用のほか、手荷物検査等の保安検査に対応可能な専門職員 2～4 名配置等を想定すること（この他、沖縄県又は OCVB から、検査補助の人員配置を予定）。
- ・沖縄県及び OCVB 職員による会場内の運営・対応の他、円滑な運営を行うために必要なスタッフの手配について OCVB と協議の上、受託事業者が行うこと。
- ・招待者をクロークから受付へ安全かつ効率的に誘導できるプランを提案すること。
- ・来賓の安全確保と円滑な会場への誘導を図るための控室・誘導・導線計画を提案すること。
- ・招待者の安全確保、緊急時対応を考慮した運営計画を構築すること。
- ・運営に係るスタッフの人数を明記した体制図を提案すること。
- ・アトラクション選定については、「沖縄伝統芸能×新潮流」を主眼に提案し、昨年度とは異なるものを提案すること。（昨年度実績：琉球舞踊）
（例）「伝統芸能×デジタルアート（プロジェクションマッピング）」等

(6) 実施スケジュールの作成

- ・事業全体の具体的な実施スケジュールを作成・提案すること。

(7) 業務実施体制の構築

- ・委託業務全体を統括する担当者 1 名かつ業務調整担当者 1 名を配置すること。
- ・外部発注を行う際は発注先が県内事業者か県外事業者か、業務内容とあわせて明記すること。

(8) 業務完了報告書の作成

- ・記録写真により業務の内容、雰囲気は過不足なく伝わるものであること。

(9) 精算書類の提出

- ・業務に生じた費用内訳及びその支払を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書、根拠資料等）を提出すること。

(10) その他、業務実施にあたり OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

6 成果物

受託事業者が提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

1	招待者リスト	エクセルによるデータ納品
2	出席予定者リスト	
3	出席者リスト	
4	招待状	保管用の招待状、封筒 各 1 部
5	制作物データ	実施にあたって制作した制作物データ
6	業務マニュアル	最終稿について紙媒体（フルカラー）及び電子データ
7	事業完了報告書	本事業の報告書 5 部（フルカラー）及び電子データ

7 スケジュール

受託事業者は、契約締結の日から令和 9 年 2 月 19 日（金）までに業務を実施し、成果物及び精算書類を提出すること。

8 契約不適合責任

受託者は、業務完了後から 1 年間は契約の内容に適さないものや不具合について無償で履行し、またはこれを取り換える責任を負うこと。

9 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、第三者が著作権その他の権利を有する素材等についてはこの限りではなく、受託事業者は当該素材等の権利関係及び利用条件を明示したうえで、OCVB が本業務の目的の範囲内で利用できるよう必要な権利処理を行うものとする。また、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に OCVB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及び OCVB 内での利用若しくは沖縄県又は OCVB が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。

- (6) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (7) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

10 注意事項

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではなく、沖縄県及び OCVB の要望に応じて変更が生じる可能性がある。
- (2) 本業務に使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意することとするが、必要に応じて沖縄県及び OCVB も提供する。
- (3) 企画提案に関する費用は提出企業の自社負担とする。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (6) 企画提案の内容について、OCVB が作業を行う必要があるものについてはその旨明記すること。

以上